

報 道 資 料

平成29年 9月21日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第199号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第245号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成29年9月20日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部まちづくり推進局 建築課
- ◎ 対象行政文書：奈良県高田土木事務所へ提出の特定の建築確認申請書のうち、ア 敷地に係る生産緑地法第8条第項第2号（宅地の造成、土石の採取その他の形質の変更）行為についての市長の許可書 イ 生産緑地法第8条第1項第1号（建築物その他の工作物の新築、改築又は増築）行為についての市長の許可書
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：ア 建築確認申請に必要な添付書類については、建築基準法施行規則第1条の3に規定されているが、建築基準法施行規則には、敷地に係る生産緑地法第8条第1項第2号に規定する行為（宅地の造成、土石の採取その他の形質の変更）についての市長の許可書は、建築確認申請に必要な書類として規定されていない。したがって、敷地に係る生産緑地法第8条第1項第2号に規定する行為（宅地の造成、土石の採取その他の形質の変更）についての市長の許可書を建築確認申請書の添付書類として提出する必要がなく当該文書を取得していないため。
イ 建築確認申請に必要な添付書類については、建築基準法施行規則第1条の3に規定されているが、建築基準法施行規則には、生産緑地法第8条第1項第1号に規定する行為（建築物その他の工作物の新築、改築又は増築）についての市長の許可書は建築確認申請に必要な書類として規定されていない。したがって、生産緑地法第8条第1項第1号に規定する行為（建築物その他の工作物の新築、改築又は増築）についての市長の許可書を建築確認申請書の添付書類として提出する必要がなく当該文書を取得していないため。
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：
 - 1 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 施工者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうち 1. 敷地に係る生産緑地法第8条第1項第2号（宅地の造成、土石の採取その他の形質の変更）行為についての市長の許可書 2. 生産緑地法第8条第1項第1号（建築物その他の工作物の新築、改築又は増築）行為についての市長の許可書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める文書は、生産緑地法に基づく手続に係るものであるが、同法は建築基準関係規定に該当しない。また、建築確認申請に係る添付図書については、建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の3表1において定められているが、異議申立人が開示を求める文書は、同表に定められていない。

一方、異議申立人は、建築基準法施行細則（以下「施行細則」という。）第2条第2項において、建築主事は必要と認める図書の提出を建築主に求めることができる旨定められており、実施機関が同項に基づき異議申立人が開示を求める文書の提出を受けているはずであると主張している。

この点について実施機関は、施行細則第2条第2項に基づき建築主事が建築主に対して図書の提出を求めるのは、建築基準関係規定に係る適合性の確認に必要な場合に限定されているが、前述のとおり生産緑地法は建築基準関係規定に該当しないため、本件建築確認申請においては、建築主に本件異議申立てに係る文書の提出を求めることはできないと説明している。

そこで、建築確認における審査の範囲について実施機関に説明を求めたところ、建築確認申請において提出する図書は、施行規則により定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書

の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

これらのことから、異議申立人が開示を求める文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年	1月14日		
② 決定	平成28年	1月26日	付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成28年	2月3日		
④ 諮問	平成28年	2月12日		
⑤ 経過	平成29年	3月17日	第205回審査会	審議
	平成29年	4月21日	第206回審査会	審議
	平成29年	7月20日	第209回審査会	審議
	平成29年	8月24日	第210回審査会	審議